



平成 20 年 5 月 27 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号  
イー・ギャランティ株式会社  
代表取締役社長 江藤 公則  
(コード番号：8771)  
問合せ先：常務取締役 馬場 豊吉  
電話番号：(03) 5447-3577

## 取締役に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年5月27日開催の当社取締役会において、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬として以下の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成20年6月24日開催予定の第8期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社の取締役報酬額は、平成18年10月31日開催の臨時株主総会において、年額1億5,000万円以内(ただし、使用人兼取締役に対する使用人分給与を含まない。)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役報酬額の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を取締役(社外取締役を除く)に割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。当社の現在の取締役の員数は5名(うち社外取締役2名)であり、平成20年6月24日開催予定の定時株主総会承認事項第2号議案取締役1名選任の件が原案どおり承認可決されますと取締役の員数は同数の5名(うち社外取締役2名)となります。

#### 1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションとして取締役(社外取締役を除く)に対して新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 200 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、次の算式により

調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の総数

200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、2.(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の払い込み金額

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.2を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株株式分割・株式併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{行使価額又は1株当たり処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分する自己株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から10年以内で当社取締役会で別途定める。

(6)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7)新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(8)その他の細目事項

その他の新株予約権の内容等については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上